

件名	愛媛県情報公開条例の一部を改正する条例
主管課	広報広聴課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>愛媛県情報公開条例の実施機関に愛媛県住宅供給公社及び愛媛県土地開発公社（以下「公社」という。）を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第1条で定める実施機関に公社を追加 2 異議申立て（行政不服審査法）に関する規定（第18条）に公社を追加 3 改正後の条例の規定は、平成14年4月1日以後に公社の役員及び職員が作成又は取得した公文書に適用される（附則第3項）こと等を規定 	
施行日	平成24年4月1日
<p>【その他参考事項】</p> <p>改正理由等（国、他の都道府県の状況等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の情報公開制度では、特殊法人等でも大臣等による法人代表者等の任命又は国の出資について設立法で規定するものは、政府の一部を構成するとの判断から独立行政法人等情報公開法で情報公開の実施を義務化。 2 この法律の制定後、地方でも、知事による理事等の任命や県の出資について法規定されている地方公社の実施機関化が進み、平成24年2月1日現在、20府県が実施機関化。 3 このような状況から、愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（条例設置）にも意見を聴き、実質的に県行政の一部を構成すると認められる公社については、条例の実施機関とすることにつき県民等からの要請も相当程度あると判断されたため改正を実施。 	